

就実短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び就実学園の建学の精神に基づき、専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を涵養し、もって社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、全学及び学科ごとに自ら点検、評価、改善（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- ② 自己評価を行うため、本学に自己点検・評価・改善委員会を置く。
- ③ 自己点検・評価・改善委員会に関する規程は別に定める。

第2章 学科の組織、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学 定 員	収容 定 員
幼児教育学科	100 名	200 名
生活実践科学科	80 名	160 名

(学科の人材の養成及びその他教育研究上の目的)

第3条の2 本学において各学科における人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 科	目 的
幼児教育学科	人間性の豊かさ、自主性の促進を重視し、カリキュラム内だけでなく、課外自主活動の積極的支援を行い、保育者としての資質の向上を図ることを教育目的とする。
生活実践科学科	生活者として必要な基本的な知識・技術・実践力を身につけ、より広い視野で現代生活に関わる様々な問題に対して、自ら問題解決を行おうとする意欲のある人材の育成を教育目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

- ② 学生は4年を超えて在学することはできない。

(長期履修制度)

第4条2 前条の規定にかかわらず、本学において、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、教授会において相当の資格があると認めた者につき、本学

の教育に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 長期履修学生に関する規程は別に定める。

第3章 附属幼稚園

(附属幼稚園)

第4条の3 本学に附属幼稚園を置く

- ② 教育研究に併設する事業として、本学に保育所を置く。
③ 附属幼稚園及び保育所に関し必要な事項は別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 学園創立記念日 5月18日
- 4 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- 5 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 6 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

- ② 必要がある場合においては、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

(一年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 教育課程

(授業科目)

第9条 本学において開設する教養科目及び専門教育科目に関する授業科目とその単位数は別表(1)から(4)のとおりとする。

(教職等に関する授業科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため、教職に関する科目を置く。教職に関する授業科目とその単位数は別表(5)のとおりとする。

- ② 司書の資格を取得する者のため、図書館に関する科目を置く。図書館に関する授業科目とその単位数は別表(6)のとおりとする。
③ 司書教諭の資格を取得する者のため、司書教諭に関する科目を置く。司書教諭に関する授業科目とその単位数は別表(7)のとおりとする。
④ 秘書士の資格を取得する者のため、秘書士に関する科目を置く。秘書士に関する授業科目とその単位数

は別表（8）のとおりとする。

- ⑤ 情報処理士の資格を取得する者のため、情報処理士に関する科目を置く。情報処理士に関する授業科目とその単位数は別表（9）のとおりとする。
- ⑥ プレゼンテーション実務士の資格を取得する者のため、プレゼンテーション実務士に関する科目を置く。プレゼンテーション実務士に関する授業科目とその単位数は別表（10）のとおりとする。
- ⑦ 介護職員初任者研修修了証明書を取得する者のため、介護職員に関する科目を置く。介護職員に関する授業科目とその時間数は別表（11）のとおりとする。

第6章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

（履修の方法）

第 11 条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、2か年に分けて履修させるものとする。

（授業科目の登録）

第 12 条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- ② 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を取得することはできない。

（単位の授与）

第 13 条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- ② 前項の試験に関し、必要な事項は別に定める。

第 14 条 削 除

第 15 条 削 除

（成績）

第 16 条 試験の成績は、100点をもって最高とし、60点以上を合格とする。

（成績の評語）

第 17 条 成績の評語は、90点以上を秀、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可とし、60点未満を不可とする。

（単位の計算方法）

第 18 条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 1 講義については、15時間の授業をもって1単位とする
- 2 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする
- 3 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする

（各授業科目の授業期間）

第 19 条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第 20 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- ② 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- ③ 前2項の実施に関し必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第20条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前条により本学において修得したものとして認定する単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、単位を認定することができる。

- ② 前項の実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学以前に短期大学又は大学において修得した単位、及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修については、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- ② 前項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。ただし、第20条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

- ③ 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した単位の場合にも準用する。

- ④ 前3項の実施に関し必要な事項は別に定める。

(卒業の要件)

第22条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の第1号から第3号を含めて、62単位以上を修得しなければならない。

1 教養科目 10単位以上

2 専門教育科目 42単位以上

ただし、幼児教育学科は52単位以上

3 生活実践科学科は、教養科目、専門教育科目及び他学科の開放科目の中から10単位以上

(教育職員の免許状等)

第23条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ② 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

学 科	免許状の種類	免許教科
幼 児 教 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状	
生 活 実 践 科 学 科	中学校教諭二種免許状	家庭

- ③ 司書の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに図書館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ④ 司書教諭の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ⑤ 秘書士の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに全国大学実務教育協会が定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ⑥ 情報処理士の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに全国大学実務教育協会が定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ⑦ プレゼンテーション実務士の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに全国大学実

務教育協会が定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ⑧ 介護職員初任者研修修了証明書を取得しようとする者は、前条各号に定めるものほかに岡山県介護職員初任者研修指定要綱に定める授業科目を受講しなければならない。

(保育士の資格)

第 24 条 幼児教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第22条各号に定めるものほかに児童福祉法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第 25 条 本学に 2 年以上在学し、第22条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

- ② 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第25条の2 本学を卒業した者に短期大学士（幼児教育）、短期大学士（生活実践科学）の学位を授与する。

- ② 学位に関する規程は別に定める。

第7章 入学、退学、転学及び休学等

(入学の時期)

第 26 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 27 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 7 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 8 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第 28 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- ② 入学金検定料の金額は別に定める。
- ③ 本学において特に必要があると認めた者は、入学検定料を減免することができる。
- ④ 入学検定料の減免に関する規程は別に定める。
- ⑤ 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 29 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 30 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金その他の学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

- ② 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 31 条 願いにより本学を退学した者又は第41条第1号により除籍された者が再入学を希望するときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することができる。

- ② 前項の場合、退学前に取得した単位の全部又は一部を既に取得したものとして認めることがある。この認定は教授会の意見を聴き、学長が行う。

- ③ 再入学の場合に必要な手続は別に定める。

(転入学)

第 32 条 他の短期大学から転入学を希望をする者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することができる。

- ② 転入学の場合に必要な手続は別に定める。

(転学科)

第32条の2 本学に在学中の者が転学科を希望するときは、選考のうえ、転学科を許可することができる。

- ② 転学科に関する規程は別に定める。

(保証人)

第 33 条 入学を許可された者は、保証人を定め本学の指定する期間内に届出なければならない。

(保証人の責任)

第 34 条 保証人は学生の在学中的一切の事項について責任を持つものとする。

- ② 保証人は父母若しくは成年の親族又はそれに代わる者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

(保証人の変更及び転居)

第 35 条 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは直ちに届出なければならない。

(退学)

第 36 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならぬ。

(転学)

第 37 条 他の短期大学へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(休学)

第 38 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。

- ② 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第 39 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあっては引続き更に 1 年まで延長することができる。

- ② 休学期間は、第 4 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 40 条 休学期間満了のとき又は休学期間内であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 41 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聞き、大学教育研究評議会で審議し、学長が除籍する。

- 1 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 2 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- 3 第39条第 1 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 4 死亡または長期間にわたり行方不明の者
- 5 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(復籍)

第41条の 2 前条第 1 号により除籍になった者が除籍通知後 1 年以内に未納の学納金を納付し、復籍の願い出があつた場合には、大学教育研究評議会で審議し、学長が復籍を許可することができる。

- ② 前項の場合、除籍前に修得した授業科目及び単位数の全部又は一部を既に修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の意見を聴き、学長が行う。

第8章 授業料、入学金その他の費用

(入学金の納付)

第 42 条 本学に入学する者は、入学金を納付しなければならない。

- ② 入学金の納付金額は別に定める。

(授業料の納付)

第 43 条 授業料は、前学期・後学期の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、長期履修学生の授業料については別に定める。

- ② 授業料の納付金額は別に定める。

- ③ 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、月割分納又は延納を認めることがある。

(退学・転学及び停学の場合の授業料)

(授業料、入学金その他の費用の減免)

第43条の 2 本学において特に必要があると認めた者は、授業料、入学金その他の費用を減免することができる。

- ② 授業料、入学金その他の費用の減免に関する規程は別に定める。

第 44 条 退学又は転学した者、退学を命ぜられた者及び停学中の者は当該学期の授業料全額を納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 45 条 休学した者については次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学日の当月から復学日の前月までの月数}}{12}$$

(教育充実費及びその他の費用の納付)

第 46 条 入学金、授業料のほか、教育充実費を徴収する。

- ② 前項に規定する納付金の金額、納付に必要な手続等については別に定める。

(納付した授業料等)

第 47 条 納付した授業料等は、原則として返付しない。

第9章 職 員 組 織

(職員組織)

第 48 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第 49 条 職員の職務は学校教育法及び就実学園就業規則の定めるところによる。

第10章 大学教育研究評議会、教授会

(大学教育研究評議会)

第 50 条 本学に、教育研究に関する重要な事項を審議するため大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）を置く。

(評議会の構成)

第50条の2 評議会は、学長、副学長、短期大学部長及び事務部長をもって構成する。

- ② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、評議会を構成する者以外の者の出席を求めることができる。

(評議会の役割・権限)

第50条の3 評議会は学長の諮問機関とし、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と認めたものを審議する。

- ② 評議会に関する規程は、学長が別に定める。

(各種委員会の設置)

第50条の4 評議会のもとに、各種委員会を置く。

- ② 各種委員会に関する規程は別に定める。

(教授会)

第 51 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 52 条 教授会は短期大学部長及び教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、講師及び助教を加えることができる。

- ② 前項の規定にかかわらず、短期大学部長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員の出席を求めることができる。

(教授会の役割・権限)

第 53 条 教授会は、学長の諮問機関とし、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学、卒業

2 学位の授与

3 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要であると認めるもの

- ② 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短期大学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- ③ 教授会に関する規程は、学長が別に定める。

第11章 科目等履修生、委託生、単位互換履修生、 聴講生、外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第 54 条 本学において開設する授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、教授会において相当の資格があると認めた者につき、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(委託生)

第 55 条 他の大学又は公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願い出るときは、教授会において相当の資格があると認めた者につき、本学の教育に支障のない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 委託生には学則を準用する。ただし、学則第25条は適用しない。
- ③ 委託生の授業料その他の納付金については、科目等履修生に準ずる。

(単位互換履修生)

第55条の2 協定を結んでいる他の短期大学、大学又は高等専門学校に在学している学生が、本学の開講科目を履修しようとするときは、教授会において相当の資格があると認めた者につき、当該科目の授業に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 単位互換履修生に関し必要な手続きについては別に定める。

(聴講生)

第 56 条 本学において開設する授業科目の一部を聽講しようとする者があるときは、教授会において相当の資格があると認めた者につき、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 聽講生に関し必要な手続きについては別に定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、外国人留学生として学長が許可することができる。

- ② 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(帰国子女)

第 58 条 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者が本学に入学を志願するときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、帰国子女として学長が許可することができる。

- ② 帰国子女に関する規程は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第 59 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

- ② 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第 60 条 本学の学則に違反し又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の意見を聴き、評議会で審議し、学長が懲戒する。

- ② 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- ③ 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 2 正当な理由がなくして出席常でない者

- 3 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
④ 懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第 61 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第14章 附属施設

(図書館)

第 62 条 本学に図書館を置く。

- ② 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(就実教育実践研究センター)

第 63 条 本学に就実教育実践研究センターを置く。

- ② 就実教育実践研究センターに関し必要な事項は別に定める。

(産学官地域連携センター)

第63条の2 本学に産学官地域連携センターを置く。

- ② 産学官地域連携センターに関し必要な事項は別に定める。

(教育開発センター)

第63条の3 本学に教育開発センターを置く。

- ② 教育開発センターに関し必要な事項は別に定める。

第15章 厚生施設

(学生寮)

第 64 条 本学に学生寮を置く。

- ② 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年度において収容定員は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
生活実践科学科	80 名	180 名